

四日市市告示第156号

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年 3月30日

四日市市長 森 智広

四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市子育て世帯の住み替え支援住宅リフォーム補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第138号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、自らが定住するために中古住宅を購入し、当該住宅においてリフォーム工事を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第137号）、<u>四日市市子育て世帯の住み替え等促進空き家リノベーション補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第104号）</u>及び<u>四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱（平成27年四日市市告示第105号）</u>による補助金の交付（<u>直近の転入日からこの要綱による補助金の交付決定までの間に受けた四日市市移住促進のための空き家リノベーション補助金交付要綱による補助金の交付を除く。</u>）を<u>過去に受けたことがないこと。</u></p>	<p>(補助対象世帯)</p> <p>第5条 補助金の交付の対象となる世帯（以下「補助対象世帯」という。）は、自らが定住するために中古住宅を購入し、当該住宅においてリフォーム工事を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>(1)から(6)まで (略)</p> <p>(7) 四日市市子育て世帯の住み替え支援家賃補助金交付要綱（平成25年四日市市告示第137号）による補助金の交付による補助金の交付を除く。）<u>を受けたことがないこと。</u></p>

附則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)